

車内広告物等取付・取外業務委託仕様書

1 適用

本仕様書は、交通局（以下「委託者」という。）が指示する車内額面広告及び吊下げちらし広告、広報用ポスター等（以下「広告物等」という。）の取付作業及び取外作業（以下「取付・取外作業」という。）について適用する。

2 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

3 履行場所

広告物等の取付・取外作業を行う場所は、上平間営業所、塩浜営業所、井田営業所、鷺ヶ峰営業所のほか、委託者が指定する場所（以下「各営業所」という。）の構内とする。

4 作業日時

取付・取外作業は、原則として毎週水曜日（祝・休日、12月29日～1月3日は除く）の週1回とし、8時30分から17時15分までに作業を開始することとする。

5 作業指示

広告物等の取付・取外作業は、作業の前週火曜日までに委託者から送付される広告取付・取外作業票に基づき行うものとする。また、委託者から特別の指示がある場合は、同作業票の指示に従い作業を行うものとする。

6 広告物等の受け渡し

受託者は、作業を行う週の前週水曜日に、広告物等を委託者から受領するものとする。なお、当該水曜日が祝・休日等に当たる場合は、直前の営業日に受領するものとする。ただし、委託者から別途指示があった場合は、この限りでない。

7 作業の届出

受託者が各営業所構内に立ち入るときは、営業所職員に届け出るものとし、作業を行うに当たっては「川崎市交通局」の腕章を着用し、委託者の指示に従うものとする。

8 作業内容

(1) ポスター

原則として窓上の額面枠に広告取付・取外作業票に記載のとおり取り付け、取り外しするものとする。

(2) 吊下げちらし

降車口付近の手すり等に車両前方に向けて乗降時の妨げにならないよう注意して取り付けるものとする。取外作業については、その数量に関わらず1束につき1件の扱いとする。また、ちらしを配りきった「から糸」の取外作業を含む。

9 作業報告

(1) 開始時

作業開始前又は開始時に速やかに電子メール等の委託者が指定する方法で各営業所の作業開始時刻を委託者に報告するものとする。

(2) 終了時

広告物等の各作業票を営業所職員に提示し、終了確認を受けるものとする。また、翌営業日に電子メール等の委託者が指定する方法で各営業所の作業終了時刻を委託者に報告するものとする。

10 作業の繰越し

車検、外注修理、その他の理由で作業ができない車両があった場合は、その詳細を各作業票に記入した上、翌営業日に委託者に当該車両を報告し、作業が可能になり次第、速やかに作業するものとする。

11 残余広告物等の取扱い

余った広告物等については、各営業所に引き渡すものとする。なお、委託者から指示があった場合に限り、破損・紛失等のないようにかばん等に収納し、取外し後 10 日以内に委託者に返却するものとする。

12 委託料の支払

委託料は契約額の 12 分の 1 に相当する額を月末締め、翌月末払いとし、毎月 7 日までに委託業務完了届及び委託料請求書を委託者宛てに提出するものとする。委託者は、委託業務完了届及び委託料請求書が正当であると認めたときは、当該書類を受理した日から 30 日以内に受託者に対し、委託料を支払うものとする。

13 損害賠償等

- (1) 委託者の財産を作業により破損・紛失した場合は、速やかに委託者に届け出るものとし、その賠償の責任は受託者が負うものとする。
- (2) 受託者は作業上の行為について、その責めに任じなければならない。また、作業に関し、過失又は故意により委託者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。
- (3) 受託者が本仕様書の各事項に違反した場合、委託者は直ちに契約を解除することができ、それにより委託者に損害が生じた場合は、損害賠償請求することができる。

14 その他

本仕様書に定めのない事項で疑義が生じた場合は、その都度協議するものとする。